

副本

令和元年（ワ）第2827号、令和3年（ワ）第447号

「結婚の自由をすべての人に」訴訟事件

原 告 原告番号1 ほか5名

被 告 国

被告第3準備書面

令和3年7月21日

福岡地方裁判所第6民事部合議B係 御中

被告指定代理人 平山峻

佐藤ちあき

野村正嗣

久保山寛国

後藤雄二

黒田哲弘

周藤崇久

浅野航平

生部雅敏

山本勇治

代

代

代

代

代

被告は、本準備書面において、令和3年（ワ）第447号「結婚の自由をすべての人に」訴訟事件（以下「令和3年（ワ）第447号事件」という。）の訴状における請求の原因に対する認否を行った上で（後記第1），外国人の原告による国賠法1条1項に基づく損害賠償請求には同法6条所定の相互保証の要件の充足が必要であることについて述べる（後記第2）。

なお、略語は、本準備書面において新たに用いるもののほか、従前の例による。

第1 請求の原因に対する認否

1 「第1 本件の概要」について

被告第1準備書面第1の1（4ページ）の認否を援用する。

2 「第2 本件原告ら」について

全体として不知であるが、令和3年（ワ）第447号事件の原告らが、甲C第2号証及び甲D第5号証記載のとおりに婚姻届を不受理とされたことは争わない。

3 「第3 法律上の性別、性的指向、性自認とは」ないし「第11 結語」について

(1) 「第8 立法不作為が国賠法上違法であること」の「2 本件規定の違憲性は明白であったこと」柱書きを除く部分について

被告第1準備書面第1の3ないし10（4ないし10ページ。ただし、被告準備書面第1の8(2)ア・8ページは除く。）の認否を援用する。

(2) 「第8 立法不作為が国賠法上違法であること」の「2 本件規定の違憲性は明白であったこと」柱書きについて

争う。

第2 外国人の原告による国賠法1条1項に基づく損害賠償請求には同法6条所定の相互保証の要件の充足が必要であること

1 国賠法6条の趣旨及び相互保証の要件を充足することの主張立証責任は原告にあること

国賠法6条は、「この法律は、外国人が被害者である場合には、相互の保証があるときに限り、これを適用する。」と規定しており、相互保証主義を採用している。その趣旨は、我が国の国民に保護を与えない国の国民について、我が国が積極的に保護を与える必要はないという衡平の観念にあると解される（昭和22年7月28日第1回国会衆議院司法委員会議録第6号87ページ、西埜章・国家賠償法コメント〔第3版〕1388、1389ページ、古崎慶長・国家賠償法の理論235ページ）。

上記の国賠法6条の趣旨に照らすと、同条は、外国人に対して相互保証の存することを条件として同法上の請求権を与えたもの、すなわち、同条は外国人にとって同法上の権利根拠規定と解するのが相当であるから、相互保証の要件を充足することは、国賠法1条1項に基づく損害賠償請求における請求原因を構成し、当該外国人原告が、その主張立証責任を負うべきである（古崎慶長・国家賠償法256ページ、鈴木康之・「相互保証」裁判実務大系第18巻国家賠償訴訟法84ページ、東京地裁昭和47年6月26日判決・判例タイムズ285号266ページ）。また、このように解することは、当該外国人が領事官等を通じて当該外国の法に接することが可能であるから、証拠との距離という実質的な見地に照らしても妥当である。

2 令和3年（ワ）第447号事件の原告番号4について相互保証の要件に関する主張立証がされていないこと

本件において、令和3年（ワ）第447号事件の原告番号4の国籍は [] である（訴状第2の2(1)・42ページ）。

しかるに、令和3年（ワ）第447号事件の原告番号4は、相互保証の要件充足性に関する主張立証をしていないのであるから、令和3年（ワ）第447号の原告番号4の請求については、相互保証の要件を充たすと認めるに足りる

主張立証がされていないという点からも、理由がない。

第3 結語

その余の被告の主張は、被告第1準備書面の第3（11ないし15ページ）及び被告第2準備書面に記載のとおりである。

以上のとおり、原告らの請求はいずれも理由がないから、速やかに棄却されるべきである。

以上